

佐賀労働局発表
令和6年11月21日

報道機関各位

【照会先】

佐賀労働局労働基準部賃金室

室長 北村 雅道

室長補佐 岩竹 健太郎

(電話) (0952) 32-7179 (直通)

佐賀県特定最低賃金を改定

～令和6年12月19日から順次発効～

佐賀労働局(局長 城 寿克)は、県内における3産業の特定最低賃金を下記のとおり改正決定し、電気機械器具製造業関係をはじめとして12月19日から順次発効します。

また、佐賀労働局では、令和6年度における中小企業に対する最低賃金引上げ支援のための「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」の活用について併せて周知広報に努めることとしています。

記

業種	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	改正決定日 (公示日)	発効日
特定最低賃金 電気機械器具製造業関係	996	53	5.62	令和6年11月19日	令和6年12月19日
一般機械器具製造業関係	1,010	36	3.70	令和6年11月20日	令和6年12月20日
陶磁器・同関連製品製造業	957	56	6.22	令和6年11月21日	令和6年12月21日

引上率は小数点以下第3位を四捨五入しています。

(参考)

佐賀県最低賃金	956	56	6.22	令和6年9月17日	令和6年10月17日
---------	-----	----	------	-----------	------------

別添資料

別添1 佐賀県最低賃金額及び特定最低賃金額の推移

別添2 最低賃金引上げの支援策

佐賀県最低賃金額及び特定最低賃金額の推移

(単位：円)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一般機械器具製造業関係	時間額(円)	782	795	810	827	847	867	870	896	929	974	1,010
	引上げ額(円)	12	13	15	17	20	20	3	26	33	45	36
電気機械器具製造業関係	時間額(円)	746	760	774	795	816	836	839	867	900	943	996
	引上げ額(円)	12	14	14	21	21	20	3	28	33	43	53
陶磁器・同関連製品製造業	時間額(円)	679	695	716	738	763	791	793	822	854	901	957
	引上げ額(円)	14	16	21	22	25	28	2	29	32	47	56

佐賀県最低賃金額	時間額(円)	678	694	715	737	762	790	792	821	853	900	956
	引上げ額(円)	14	16	21	22	25	28	2	29	32	47	56



最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額(大企業の場合は2/3)
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金

検索

